

平成21年5月15日 【中央政策情報第22号】

## 国立病院機構の第2期中期目標・計画、年度計画の特徴

### ～～～保護者からみた重症心身障害に関する留意点～～～

平成16年4月から始まった最初の5か年計画は、今年の3月に終わった。今年の4月から平成25年度までの新しい5か年計画がスタートした。これまで市の第1期計画や年度計画には見られない新しい施策の方向も示されている。

従来の計画と比較して、重症心身障害に関する新しい計画について概観してみたい。

#### (1) 長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上等

中期計画・年度計画

長期療養者をはじめとする患者のQOL（生活の質）に関しては、ボランティアの積極的な受入や協働等に努めるとともに、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化を行うなど、その向上に取り組み、患者満足度調査におけるQOLに関する項目の評価について、平均値の向上に努める。

また、重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援のネットワークへの協力を行う。

あわせて、特に重症心身障害、筋ジストロフィなどの老朽化した病棟については、計画的に更新整備を行う。

#### (2) 政策医療の適切な実施

中期計画・年度計画

- 重症心身障害病棟におけるNICUの後方病床としての機能強化
- 障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化 など

### (3) 個別病院ごとの総合的な検証、改善等

#### 中期計画

平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、病床数の適正化を含め必要な改善措置を講ずる。(中略)

また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、**病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う**ため、国立病院機構は必要な協力を行う。

### (4) 未収金対策の徹底

#### 中期計画・年度計画

各病院において提供した医療の正当な対価として当然収納すべき診療費が滞納されている医業未収金については、**新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努める**ことで、平成20年度に比して医業未収金比率の低減を図る。